# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成26年6月30日

【ファンド名】 インダストリア

(Industria)

【発行者名】 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ヨーロッパ・ゲーエム

ベーハー

(Allianz Global Investors Europe GmbH)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員 ジェームズ D. ディルワース

(James D. Dilworth)

業務執行役員 ダニエル・レーマン

(Daniel Lehmann)

業務執行役員 インゴ・マイナート

(Ingo Mainert)

業務執行役員 ヴァルター・オームス

(Dr. Walter Ohmus)

業務執行役員 マイケル・ピータース

(Michael Peters)

業務執行役員 トビアス C. プロス

(Tobias C. Pross)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラ

ントシュトラッセ 42-44

(Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt, The Federal

Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

# 1【提出理由】

インダストリア (Industria) (以下「ファンド」といいます。)の投資方針および投資制限に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

# 2【報告内容】

(イ)変更の内容

ファンドの投資方針および投資制限が以下のとおり変更されました。

<u>次へ</u>

#### . 投資方針

ファンドの投資方針は、主として投資原則に従い欧州の株式市場に投資することにより、長期にわたる元本成長の達成を目的とする。管理会社は、ファンドのため、収益および/または成長を期待できる資産のみを期待する。管理会社は、UCITSファンドのために以下の資産を取得することができる。

「投資に関する一般条項」第5条に規定された証券。ただし、以下のクラスのもののみとする。

(イ)発行体(または株式を表章する証券の場合には、会社)が欧州(ロシアおよびトルコを含む。)に所在する 株式、株式相当証券および参加証券。

管理会社は、かかる枠組み内において、会社の所在地または規模に関わらず、また株式がバリュー株であるかグロース株であるかに関わらず、本項によりUCITSファンドのために証券を選別する。即ち、UCITSファンドは、一もしくは複数の国に所在する会社、一定の規模の会社もしくは特定カテゴリーに属する会社に投資する集中的投資戦略、または分散アプローチのいずれかを選択することができる。

- (口)その他の国々に所在する発行体の株式、株式相当証券および参加証券。
- (ハ)(イ)および(ロ)に記載された資産またはかかる資産が帰属する投資市場と相関関係のあるリスク内容を持つ指数証券および株券。
- (二)(イ)および(口)に記載された資産に関する転換社債およびワラント付社債。
- 「投資に関する一般条項」第6条に規定されたOECD加盟国の通貨建ての短期金融商品。
- 「投資に関する一般条項」第7条に基づくOECD加盟国の通貨建ての銀行預金。
- 「投資に関する一般条項」第8条に規定された投資信託証券(特に、第1項から第3項に記載された資産が帰属する投資市場と一般に相関関係のあるリスク内容を持つ投資信託の受益証券)。かかる投資信託は、

「投資に関する一般条項」第8条に基づく国内投資信託または外国投資信託いずれかである。管理会社は、市況に対する評価により、一または複数の投資信託に集中的に投資することを選択できる。これらには、単一の投資市場に集中する投資方針を追及する投資信託または分散投資アプローチを採用する投資信託を含むことがある。

概して、管理会社は、管理会社自らが直接もしくは間接に運用し、または多額の直接もしくは間接保有により管理会社と関連する他の会社が運用する投資信託の受益証券のみを購入する。他の投資信託の受益証券を購入するのは例外的場合に限り、第4文に記載された投資信託のいずれもが、管理会社が当該特定の場合に必要であるとみなす投資方針に従わない場合、または当該受益証券が証券指数に追随する投資信託の受益証券でありかつ約款の「投資に関する一般条項」の第5条a)およびb)(注)に記載された取引所もしくは組織された市場での取引を認められている場合等である。

- (注) 約款第5条には以下のとおり規定されている。
  - 「『投資に関する特別条項』がさらなる制限を規定しないことを条件に、かつドイツ投資法第198条に従い、管理会社は、下記の場合にのみUCITSの勘定で、証券を取得することができる。
  - a) 当該証券が、欧州連合加盟国もしくは他の欧州経済地域協定締結国の証券取引所への正式上場を認可されているか、またはこれらの国々の一にある他の組織された市場への上場が認可されもしくは取引されている場合。
  - b) 当該証券が、排他的に、欧州連合加盟国以外の国もしくは他の欧州経済地域協定締結国以外の国の証券取引所への上場を認可されるか、またはいずれかの当該国の他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引される場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、ドイツ連邦金融監督庁(「連邦金融監督庁」)により承認されているものとする。」

「投資に関する一般条項」第9条に規定された派生商品。

「投資に関する一般投資条項」第10条に規定されたその他の投資商品。ただし、株式、株式相当証券または参加証券に限る。

#### . 投資制限

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

投資法により課される制限

投資運用会社(管理会社)は、ファンドのために、下記(イ)から(ホ)の場合のみ証券を購入することができる。

### (イ)証券

- . 当該証券が、欧州連合(EU)加盟国もしくは他の欧州経済地域協定締結国の証券取引所への正式上場を認可されているか、またはこれらの国々の一にある他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引されている場合。
- . 当該証券が、排他的に、欧州連合加盟国以外の国もしくは他の欧州経済地域協定締結国以外の国の証券取引所への上場を認可されるか、またはいずれかの当該国の他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引される場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、ドイツ連邦金融監督庁(以下「連邦金融監督庁」という。)により承認されているものとする(注)
  - (注)承認されている証券取引所のリストは、連邦金融監督庁のインターネット・サイト(www.bafin.de) に公表されている。
- .欧州連合加盟国もしくは他の欧州経済地域協定締結国の証券取引所への当該証券の正式上場または 欧州連合加盟国もしくは他の欧州経済地域協定締結国の組織された市場への当該証券の上場認可もし くは取引が、その発行要項に基づき申請されなければならない場合。ただし、当該認可または取引 は、当該証券の発行後1年以内に行われるものとする。
- . 欧州連合加盟国以外の国もしくは欧州経済地域協定締結国以外の国の証券取引所への当該証券の正式上場または当該国の組織された市場への当該証券の上場認可もしくは取引が、その発行要項に基づき申請されなければならない場合。ただし、かかる証券取引所または組織された市場の選定は、連邦金融監督庁により承認されており、また当該認可または取引は、当該証券の発行後1年以内に行われるものとする。
- . 当該証券が、会社準備金からの増資の枠組み内においてUCITSが取得する権利を有する株式である場合。
- . 当該証券が、UCITSに付随する引受権の行使により取得される場合。
- . 当該証券が、ドイツ投資法第193条第1項第1文第7号の要件を充足するクローズ・エンド型投資信託 の受益証券である場合。
- . 当該証券が、ドイツ投資法第193条第1項第1文第8号の要件を充足する金融商品である場合。
- 上記 . ないし . に記載した証券は、ドイツ投資法第193条第1項第2号の要件を同時に充足する場合にのみ取得することができる。
- (ロ)管理会社は、ファンドの勘定で、短期金融市場において通常取引される短期金融証書および以下のいずれかの条件を有する利付証券に投資することができる。
  - ファンドのための購入時に満期までの最長(残余)期間が397日ある。
  - 満期までの期間が397日を超える場合には、利息は定期的にまたは少なくとも397日に1回、市場金利に沿って調整されなければならない。

- リスク態様が満期までの残余期間の基準または利息調整の基準を充足する証券のリスク様態に相当する。

管理会社は、下記の発行体の短期金融証書をファンドの勘定で、前記「(1)投資方針」記載の投資制限に従って購入することができる。

- . 短期金融証書がEU加盟国もしくは他のEEA協定締結国の証券取引所での取引を認可されている場合、またはこれらの国々の一にある他の組織された市場への参入を認められているかもしくはかかる市場に含まれている場合
- . 短期金融証書がEEA圏外の証券取引所での取引を認可されている場合、または他の組織された市場への 参入を認められているかもしくはかかる市場に含まれている場合。ただし、連邦金融監督庁が承認した証 券取引所または市場に限る。
- .EU、ドイツ連邦政府、ドイツ連邦政府特別基金、ドイツ連邦共和国の連邦州、他のEU加盟国またはEU加盟国の他の中央・地方機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行もしくは欧州投資銀行、または他の国もしくは当該国が連邦国である場合には当該連邦国の加盟州、またはEU加盟国の少なくとも一国が加盟国である国際的公法機関により短期金融証書が発行または保証される場合
- .上記i.および .に指定される市場において証券が取引される企業により短期金融証書が発行される場合
- . 欧州共同体の法律に基づき定められる基準に基づく監督に服する金融機関または連邦金融監督庁の見解により欧州共同体の法律に基づき存続する基準に相当するとされる監督に服する金融機関により短期金融証書が発行または保証されている場合
- . 発行体が下記の一つに該当する場合において短期金融証書が他の発行体により発行されている場合
- (i)最低10百万ユーロの資本金を有する企業であって、一定の形態の企業の年次決算書に関する1978年7月25日付第4回理事会指令78/660/EEC(2006年5月17日付欧州議会および理事会指令2006/43/ECの第49条により直近で変更済み)の規定に基づき年次決算書が作成・公表される企業
- ( )ーまたは複数の上場会社で構成される企業グループの資金調達に責任を負う法主体
- ( )銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化により資金調達する法主体。かかる証券化および銀行により提供される与信枠には指令2007/16/ECの第7条が適用される。

上記 .に規定される短期金融証書の取得については、上記のすべての短期金融証書が、流動性があり、かつ、常に正確な価値を算定できる場合にのみ取得することができる。十分な短かさの期間内に限られた費用で売却することが可能な場合、短期金融証書には流動性がある。この点に関して、投資者の要求に応じてファンドの受益証券を買い戻す管理会社の義務を考慮する必要がある。これを行うために、管理会社は、短期間に要求されたとおりに関連短期金融証書を売却できる立場に置かれなくてはならない。正確かつ信頼できる短期金融証書の評価システムも存在しなければならない。このシステムは、短期金融証書の正味現在価値の決定を可能にするものでなければならないか、または市場データもしくは評価モデル(取得費用を更新するシステム等)に基づくものでなければならない。短期金融証書に関する流動性の基準は、短期金融証書のEEA圏内の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている場合、短期金融証書のEEA圏外の組織された市場での取引が認可されているかまたはかかる市場に含まれている(ただし、連邦金融監督庁が認可した市場に限る。)場合、基準を充足していると考えられる。

証券取引所に上場しているまたは組織された市場における取引が認可されている短期金融証書ではない短期金融証書(上記 . ないし . 参照のこと。)の場合、当該短期金融証書の発行または発行体は、保証金および投資者保護に関する規制にも従わなければならない。したがって、投資者が当該短期金融証書に関連する信用リスクの合理的な評価を行えるよう、当該短期金融証書に関する適切な情報が入手可能でなければならない。当該短期金融証書は、自由な譲渡も可能でなければならない。信用リスクは、例えば、格付機関による信用調査によって評価される可能性がある。

これらの短期金融証書には以下の要件が継続的に適用される。

- 以下の機関(とりわけ上記 .記載の機関)により短期金融証書が発行または保証される場合、それが発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。
  - EU
  - ドイツ連邦政府
  - ドイツ連邦政府特別基金
  - ドイツ連邦共和国の連邦州(以下「連邦州」という。)
  - 他の加盟国
  - 他の中央当局
  - 欧州投資銀行
  - 他の国、またはかかる国が連邦国である場合は当該連邦国の加盟州
  - EU加盟国の少なくとも一国が加盟国である国際的公法機関
- EEA圏内で規制を受ける金融機関(上記 .参照のこと。)により短期金融証書が発行または保証される場合、発行される前に、発行もしくは発行計画に関する適切な情報または発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。かかる情報は、定期的におよび重大な事情がある場合に更新されなければならない。投資者が投資に関連する信用リスクについて合理的な評価を行えるよう、発行または発行計画に関するデータ(統計等)も入手可能でなければならない。

- EEA圏内の金融機関が充足すべき要件と同等であると連邦金融監督庁が判断するEEA圏外の規制要件に 服する金融機関により短期金融証書が発行される場合、以下のいずれかの要件を充足しなければならない。
  - 金融機関がG10(最重要先進国10か国のグループ)参加国であるOECD加盟国に登記上の事務所を維持していること
  - 金融機関が「投資適格」以上の格付を有すること
  - 発行体の徹底的な分析により、金融機関が服する監督規定が共同体法に定められた要件と同等以上であることが証明されること
- 証券取引所に上場しているかまたは組織された市場での取引を認可されている短期金融証書ではないその他の短期金融証書(従前に記載がなければ、上記 . ないし . 及び . 参照のこと。)の場合、短期金融証書が発行される前に、発行または発行計画に関する適切な情報ならびに発行体の法務および財務状況に関する適切な情報が入手可能でなければならない。かかる情報は、定期的におよび重大な事情がある場合に更新されなければならない。発行体とは無関係の適格性を有する第三者により調査されなければならない。投資者が投資に関連する信用リスクを合理的に評価できるよう、発行または発行計画に関するデータ(統計等)も入手可能でなければならない。
- 短期金融証書が欧州中央銀行またはEU加盟国の中央銀行により発行または保証されている場合、追加の要件は存在しない。
- (ハ)管理会社は、満期までの残余期間が最大12か月の銀行預金を保有することができる。銀行預金は、封鎖勘定に保有されなければならず、欧州連合(以下「EU」という。)加盟国または他の欧州経済地域(以下「EEA」という。)協定締結国に住所地を有する金融機関に維持することができる。銀行預金はまた、EEA以外の国に住所地を有し、その規制条項がEUの法律に基づくものと同等であると連邦金融監督庁が判断する金融機関においても保有することができる。投資に関する特別条項(以下「特別条項」という。)に別段の定めがある場合を除き、銀行預金は外貨建てであってもよい。
- (二)管理会社は、ファンドの勘定で前記「(1) 投資方針」に規定する制限に従い、変動資本を有する投資法人の株式等他のオープン・エンド型のドイツ国内およびドイツ国外の投資信託(以下「対象投資信託」という。)の受益証券に投資することができる。管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の住所地に関する制限を受けることなく、対象投資信託を取得することができる。

対象投資信託は、それぞれの投資条項に従い、10%を上限として他のオープン・エンド型投資信託の受益証券に投資することができる。オルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)との呼称を有する非UCITSの受益証券については、以下の要件が追加で適用される。

- 対象投資信託は、投資者を効果的に保護する法令に基づき認可されたものであること、また、政府機関の間の納得できる協力を十分に保証されていること。
- 投資者保護の水準が、特に証券ならびに短期金融商品の借入れ、貸付および空売りについてファンド運用機能から資産保管機能を分離する点に関して、UCITSに準拠したドイツ国内ファンドにおける投資者保護の水準と同等であること。

- 対象投資信託の事業運営が年次報告書および半期報告書に記載されており、かつ、報告期間中の資産と 負債、収益および取引に関する判断を行うことを可能とする記載であること。
- 対象投資信託は、受益証券の口数が制限されず、かつ、投資者が自己の受益証券を買い戻すことができるリテール向けファンドであること。

管理会社は、ファンドの勘定で、対象投資信託の発行済受益証券の25%を超えて購入することができない。

ファンドが受益証券を取得する投資信託が一時的に買戻しを停止することがある。かかる場合、管理会社は、他のファンドの受益証券につき、他のファンドの管理会社または保管銀行による買戻価格の支払と引き換えに買い戻すことにより、これを売却することができない。ファンドが、買戻しを停止している他の投資信託の受益証券をファンドの資産の5%を超えて保有している場合、管理会社のホームページwww.allianzglobalinvestors.deにおいて、ファンドがどの程度まで当該投資信託の受益証券を保有しているかを表示する。

管理会社は、ドイツ国内のファンド、変動資本を有する会社型投資信託、EUのUCITSおよびEUのUCITSでないドイツ国外のオープン・エンド型投資信託の受益証券について、投資約款またはUCITSの投資運用会社、変動資本を有する会社型投資信託、ドイツ国外のオープン・エンド型投資信託もしくはドイツ国外の管理会社の通常定款/基本定款に基づき、その資産額の10%を超えてドイツ投資法第196条第1項第2文に規定されるドイツ国内の他のファンド、変動資本を有する会社型投資信託またはドイツ国外のオープン・エンド型投資信託の受益証券に投資することができない場合に限り、これらを取得することができる。

上記に定義する対象投資信託の受益証券が、同一の投資運用会社または投資運用会社がほぼ直接もしくは間接の保有により関係する会社により直接または間接に運用される場合、投資運用会社または他の会社は当初販売手数料または後払販売手数料を課すことができない。

(ホ)管理会社は、適切なリスク管理システムに従い、金利、為替レートまたは通貨で、ファンドのために購入される資産または通達2007/16/ECの第9条(1)に規定される金融指数に基づく派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を取得することができる。具体的には、オプション、金融先物およびスワップならびにこれらの組合せが含まれる。

派生商品は、市場リスクが 2 倍にならないうちに限って用いることができる(以下「市場リスク制限」という。)。市場リスクとは、ファンドに保有される資産の市場価格の変動から生じる損失リスクをいう。これらの変動は、金利、為替レート、株式および商品の価格等変動する市場価格または利率の変化、または発行体の信用格付の変化によって生じる。管理会社は、常に市場リスク制限内に維持しなければならない。毎日、かつ、制定法上の要件に従って、市場リスク制限が利用されている範囲を決定しなければならない。かかる要件は、投資信託において派生商品契約、証券貸付契約および買戻契約を用いる場合のリスク管理ならびにリスク評価に関する法令(派生商品法 - Derivateverordnung (DerivateV))に定義される。

管理会社は、以下の目的で派生商品および派生商品の要素を有する金融商品を用いることができる。

- UCITSファンドの資産に生じる損失に対してUCITSファンドをヘッジするため
- 特に、効率的なポートフォリオ運用を行うため

- 直接証券投資の代わり等として派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を用いることにより投資制限および投資原則を遵守するため
- 一、複数またはすべてのUCITSファンドの許容される資産に潜在する市場リスクを増大させ、または最小にするため
- 追加のリスクを負うことにより追加のリターンを達成するため
- UCITSファンドに潜在する市場リスクを増大させ、証券に全部を投資するUCITSファンドに潜在する市場リスクより大きくなるようにするため(以下「レバレッジ」という。)

その際に、管理会社は、派生商品または派生商品の要素を有する金融商品について短期取引を用いることもでき、これにより、特定の証券、投資市場または通貨の価格が下落した場合にUCITSファンドに利益が生じ、またはこれらの価格が上昇した場合にUCITSファンドに損失が生じることになる。

- (へ)管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として以下に投資することができる。
  - . 証券取引所での取引を認められていないか、または組織された市場で取引を認められていないもしくは取引されていない証券であるが、証券の基準を充足する証券。ただし、株式、株式相当証券、または利益参加証券に限っては購入することができる。取引されている証券または取引を認められている証券を除き、上記の証券については定期的に実施される評価形式による信頼性の高い評価が提供されなければならない。かかる評価は、発行体が提供する情報または適切な財務分析から取得しなければならない。取引を認められていないまたは取引されていない証券に関する適切な情報が、ファンドにより提供される証券または関連するポートフォリオ(該当する場合)に関する定期的かつ正確な情報の形式によって提供されなければならない。
  - . その発行要項に基づきEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国にある証券取引所における公式の取引許可またはEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国における組織された市場への参入許可を要する新規発行株式(ただし、かかる許可または参入は発行後1年以内に行われるものとする。)およびその発行条件に基づきEU加盟国以外もしくはその他のEEA協定書締結国以外にある証券取引所への取引許可または組織された市場への参入許可についての申請を要する新規発行株式(ただし、関係する証券取引所または組織された市場は連邦金融監督庁規制により認められていることを条件とし、かつかかる許可または参入は発行後1年以内に行われるものとする。)。
- (ト)投資運用会社は、投資者の共同勘定でUCITSファンドの資産総額の10%を上限として短期融資を募ることができる(ただし、かかる融資の条件が業界で慣例的なものであり、かつ、保管銀行が同意していることを条件とする。)。
- (チ)a. ファンドが保有する証券は、実勢市場相場の範囲内における対価の支払に対する貸付により第三者に譲渡することができる。ファンドが保有するすべての証券は、期限を定めずに第三者に譲渡することができる。管理会社は、いつでも、証券貸付契約を解除することができる。契約により、貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券がファンドに再譲渡されなければならないことが合意されるものとする。ただし、貸借による証券の譲渡は、ファンドが十分な担保の差入れを受けることを前提条件とする。これには、現金支払の譲与、現金預金の譲渡もしくは質権設定、または証券もしくは短期金融商品の譲渡もしくは質権設定を伴う場合がある。担保の投資により生じた一切の収益は、ファンドの貸方に記入されなければならない。また、借主は、貸借により受領した証券について利息が発生した場合には、その支払期日が到来した時点において、当該利息をファンドの勘定で保管銀行に支払う義務も負う。単一の借主に譲渡されたすべての証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

b. 派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う場合には、管理会社は、ファンドの勘定で、 担保を受領する。担保の目的は、これらの取引相手方側における債務不履行リスクを全体的または部分 的に軽減することである。

担保として受領されるすべての資産は、以下の基準を充足する必要がある。

- . 流動性 すべての非現金担保は、短期間の通知であっても売却前に決定された評価額に近い価格で売却 可能となるよう、流動性が高いものであり、かつ、規制された市場でのまたは国際取引システムの範囲 内における透明性の高い価格で取引されていることを要する。さらに、受領される担保は、UCITS指令 第56条の規定に準拠していることを要する。
- . 評価 受領される担保は、少なくとも、各取引所取引日に評価されることを要する。価格変動が大きい 資産は、適切かつ保守的な評価額の割引(ヘアカット)が適用される場合においてのみ、担保として受け 入れられることを要する。
- . 発行体の信用格付 受領される担保の発行体は、高い信用格付を有していることを要する。
- . 相関関係 受領される担保は、取引相手方から独立しており、かつ、取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を有していない法主体により発行されることを要する。
- . 担保の分散化(集中投資リスク) 担保は、国、市場および発行体に関して十分に分散されることを要する。発行体の集中に関する十分な分散化の基準は、店頭派生商品を伴う効率的なポートフォリオ運用または取引の場合、ファンドが、いずれかの特定の発行体へのエクスポージャーの上限をファンドの資産総額の20%相当のものとする担保バスケットを取引相手方から受領した場合に充足されたとみなされる。ファンドに異なる取引相手方が複数いる場合、様々な担保バスケットは、単一の発行体へのエクスポージャーを20%とする制限を計算するために合算されることを要する。
- .ファンドについて、取引相手方への照会または取引相手方の承認を得ることなく、いつでも関連する担保の清算ができるようにすることを要する。
- . 非現金担保は、売却、再投資、または質権設定されないことを要する。
- . 現金担保のみが、
- EUもしくはEEA加盟国に住所地を有する金融機関または他国に所在する金融機関(当該他国の監督規制が欧州共同体の法律に基づくものと同等であると連邦金融監督庁が判断する場合)において担保として保有されることを要し、
- 優良国債に投資されることを要し、
- リバース・レポ契約のために使用されることを要し(ただし、当該取引が監督に従う金融機関により実施されるものであることを条件とする。)、ファンドは、いつでも、金銭の未収額すべてを返すよう要求することができ、また、
- 欧州証券規制当局委員会による欧州マネー・マーケット・ファンズに関する共通定義ガイドライン (CESR's Guidelines on a Common Definition of European Money Market Funds) に定義されるところに従い短い満期構造のマネー・マーケット・ファンズに投資されることを要する。

担保契約に関連するリスク(例えば、運営上および法務上のリスク)については、リスク管理を通じて算定、管理、および軽減されなければならない。

権利の譲渡を伴う場合、関連する担保は、ファンドの保管銀行の保護の下保有されることを要する。 その他の種類の担保契約において、監督に従い、かつ、担保の提供者と関連を有しない第三者により担 保が保有されることがある。

ファンドがその資産総額の30%以上の担保を受領した場合、適切なストレステスト戦略が適用される。これは、担保に付随する流動性リスクをファンドが評価できるよう、通常のおよび例外的な流動性の双方の状況下において、ストレステストが定期的に行われるよう確保することを意図している。流動性ストレステストに係る戦略には、少なくとも以下の側面に関する要件が含まれることを要する。

- ( )ストレステストシナリオの分析(キャリブレーション、証明および感応度分析を含む。)に係るコンセプト
- ( )影響度評価(流動性リスク評価のバックテストを含む。)への実証的アプローチ
- ( )報告頻度、ならびに
- ( )損失を抑制するための措置(ヘアカット戦略およびギャップリスク・プロテクションを含む。)

ファンドは、担保として受領する資産のすべての種類と一致する明確なヘアカット戦略を有している。当該ヘアカット戦略を策定するに際し、ファンドは、当該資産の属性(例えば、信用力または価格変動)および上記の段落に従い行われるストレステストの結果を考慮に入れる必要がある。本戦略は、特定の種類の資産に対する特定のヘアカットの適用(またはその不適用)の正当性を示す目的において文書に記録されなければならない。

証券貸付取引は、全面的に保証される。貸付金として譲渡される証券の価格は、関連する収益と併せて、保証額を構成する。借主による担保の提供額は、標準市場での値上げ幅を加算した保証額を下回ってはならない。

その他の点において、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引については、取引相手方の債務不履行リスクがファンドの資産総額の5%を超えないことを確保する程度まで保証されなければならない。取引相手方が、EUもしくはEEA協定締結国に所在する金融機関またはかかる組織体のいずれの加盟国でもないが政府の監督がこれに匹敵する水準である国である場合、債務不履行リスクは、ファンドの資産総額の10%に上ることがある。

- (リ)上記(チ)に定める要件に加えて、管理会社と証券借主との間のローン契約には、以下を定めなければならない。
  - . 預託銀行に対し、ファンドの勘定で、証券貸付として受領した証券により生じた収益を適時に支払う証券借主の義務。
  - . 管理会社が認証された権利を行使するポジションをとれるよう時宜にかなった方法で、証券貸付として 受領した株式を管理会社に返済する証券借主の義務。ただし、かかる義務は利益分配の請求権には適用せ ず、また、管理会社が株式に基づく議決権を行使するための委任状を付与され、かつかかる議決権を行使 することができる場合、上記の返済を行う義務は不要となる。
  - . 証券借主の義務が適時に履行されない場合における管理会社の権利。

- (ヌ)管理会社は、証券貸付の仲介および決済のため、ドイツ投資法第200条および第201条に記載される要件から逸脱し、第三者のためのクロス・ボーダー証券取引の決済を会社の目的とする中央証券預託銀行または特別条項に言及される他の企業により組織されるシステムを利用することができる。ただし、かかるシステムの条件が投資者の利益の維持を保護し、いつでも解約できる権利から逸脱しないことを条件とする。
- (ル) . 管理会社は、UCITSファンドの勘定で、対価と引き換えに、金融機関または金融サービス機関との間で、標準枠組契約に基づき、ドイツ商事法(HGB)第340条b(2)に規定するいつでも請求可能な証券レポ契約を締結することができる。
  - . レポ契約は、投資約款に基づきUCITSファンドのために取得することができる証券に関連しなければならない。
  - . レポ契約の期間は12か月を超えてはならない。投資運用会社は、かかるレポ契約をいつでも終了する 権利を有していなければならない。
  - . 特別条項に別途規定される場合を除き、管理会社は、短期金融商品および投資信託証券に基づく証券レポ契約を認めることができる。ただし、UCITSファンドのためにこれらの資産を取得することができることを条件とする。これに関して、 .ないし .に記載される規定が適宜に適用される。
  - v. 担保設定者(借主)として行為する管理会社がファンドの勘定で受領する金額は、(ト)における借入限度額に計上しなければならない。担保権者(貸主)として行為する管理会社が支払う金額は、(カ)c.に定める限度および約款に定める流動性限度に計上しなければならない。
- (ヲ)上記(チ)から(ル)は、「 約款により課される投資制限」に従い、その他の資産にも準用する。
- (ワ) 管理会社は、関連する資産が取引の開始時にファンドに帰属しない場合、投資者の共同勘定で、上記 (イ)、(ロ)および(二)に規定する資産を売却することができない。上記(ホ)は引き続き適用するものとする。適法な取引の有効性は、本(ワ)第1文の違反により影響を受けない。
- (カ)a. 管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として、同一発行体の上記の証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、その割合がファンドの資産総額の5%を超える発行体の証券および短期金融商品の合計金額は、ファンドの資産総額の40%を超えてはならない。転売契約に基づき購入される証券は、これらの投資制限の計算に含まれる。管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として、予定されている許可がまだ行われていない新規発行による株式に投資することができる。
  - b. 管理会社は、ファンドの資産総額の20%を超えて、単一の金融機関における上記(八)に記載する銀行 現金残高に預託することができない。
  - c. 管理会社は、ファンドの資産総額の5%を上限として、同一企業が上記(口)a. に規定する発行体であるかまたは保証を引き受けている短期金融商品に投資することができる。管理会社は、ファンドの資産総額の2%を上限として、同一企業が上記(口)a. に規定する発行体であるかまたは保証を引き受けており、かつ当該企業の自己資本が25,000,000ユーロ未満である短期金融商品に投資することができる。ファンドの資産総額の20%を超えて、第1文に定義する短期金融商品に投資することができない。管理会社は、ファンドの資産総額の2%を上限として、上記(へ)a. に規定され、同一発行体により発行される短期金融商品に投資することができる。

- d. 管理会社は、ファンドのために、ファンドの資産総額の20%を上限として、下記の資産の組合せに投資することができる。
  - . 同一機関が発行した証券または短期金融証書
  - . 当該機関への預金
  - .派生商品、証券貸付および証券レポ契約の当該機関との取引に関わる取引相手方リスク。

特定の公的セクターの発行体(ドイツ連邦政府、ドイツ連邦州、EU加盟国またはその地方機関、EU非加盟国およびEU加盟国の少なくとも一国が所属する超国家的公的機関)の場合には、前文に掲げる資産の合計はファンドの資産総額の35%を超えてはならない。

- いずれの場合においても、個別の各制限は影響を受けないものとする。
- e. 上記d.の特例として、上記a.からd.に規定する制限は合算することができない。
- f. ドイツ株式会社法第18条に規定するグループ会社により発行された証券または短期金融商品は、同一発行体(債務者)により発行された証券として扱われる。
- (ヨ)上記(カ)a.にかかわらず、管理会社は、上記(カ)b.第1文に従い、ファンドの資産総額の35%を超えて、同一発行体(債務者)の証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、約款がかかる投資について規定し、該当する発行体を表示し、ファンドの勘定で保有される証券および短期金融商品が少なくとも6種類の銘柄保有されることを条件とする。一銘柄について、ファンドの資産総額の30%超を保有することができない。
- (タ)a. 上記(カ)に規定する限度にかかわらず、管理会社は、証券指数ファンドの資産総額の20%を上限として、単一発行体(債務者)の証券に投資することができる。ただし、約款の条件に従い、ファンドによる購入証券の選択が、合理的な危険分散方針に従い、連邦金融監督庁により認められる一定の証券指数の動向に追随するという試みに基づくことを条件とする。証券指数は、特に以下の場合に認められるものとする。
  - . 証券指数の構成要素が十分に分散されている場合。
  - . 指数が関連する市場に対し、適切な参照を表示する場合。
  - . 指数が適切な方法で公表されている場合。
  - b. 上記(カ)a.に規定する限度は、発行体(債務者)の証券に関しては、ファンドの資産総額の35%まで増加することができる。ただし、a.の要件が満たされていることを条件とする。第1文に定める限度を上限とする投資は、単一発行体(債務者)に関する場合に限り許可される。
- (レ)a. 管理会社は、管理会社が同一発行体の株式において資格を有する議決権が同一発行体の株式における 総議決権の10%を超えない限りにおいて、運用中のすべてのファンドのために、同一発行体の株式を購 入することができる。他の欧州連合加盟国または他の欧州経済地域協定締結国が同一発行体の議決権付 株式の購入に関してより低い限度を設定する場合はそのより低い限度が適用されるが、運用中のファン ドを代理して行為する管理会社が、当該国に登記上の事務所を有する発行体のかかる株式を購入するこ とを条件とする。
  - b. 管理会社は、ファンドの勘定で、他のファンドまたはドイツ国外の投資信託の発行済受益証券の25% を超えて購入することができない。

(ソ)管理会社の自己資金から増資する際にファンドが資格を有する株式証券を購入する場合またはファンドに帰属する証券の引受権の行使時に新株式を購入する場合、上記(へ)、(カ)および(タ)に定める制限を超過することができる。上記(カ)から(タ)に定める制限が、第1文に記載する場合に超過されまたは管理会社により意図せずに超過される場合、管理会社は、投資者の利益のために、自らがファンドの勘定での販売に従事する際、これらの制限の遵守の回復を優先しなければならない。

### 約款により課される投資制限(投資約款)

- (イ)前記「(1) 投資方針」の (イ)に該当する株式および株式相当証券の合計投資比率は、UCITSファンドの 資産総額の51%を下回ってはならない。
- (ロ)前記「(1) 投資方針」の (イ)に該当する株式およびその他の資産の合計投資比率は、下記(チ)に記載される条件に従い、UCITSファンドの資産総額の70%を下回ってはならない。
- (八)前記「(1) 投資方針」の (口)に該当する株式およびその他の資産の合計投資比率は、下記(チ)に記載される条件に従い、UCITSファンドの資産総額の20%を超過してはならない。前記「(1) 投資方針」の (イ) および(口)に該当する株式および株式相当証券で、その発行体(または株式相当商品に関する場合には会社) が世界銀行の分類により「一人当たり高国内総生産」のカテゴリーに属しない、即ち「発展している」とは みなされない国に所在している場合の合計投資比率は、下記(チ)に記載される条件に従い、UCITSファンドの資産総額の20%を超過してはならない。
- (二)前記「(1) 投資方針」の に該当する短期金融商品と同 に該当する銀行預金の合計投資比率は、下記 (チ)に記載される条件に従い、UCITSファンドの資産総額の15%を超過してはならない。
- (ホ)前記「(1) 投資方針」の に該当する投資信託証券の合計投資比率は、UCITSファンドの資産総額の10% を超過してはならない。上記(八)または(二)に記載された資産と相関関係のあるリスク特性を持つ投資信託 証券は、各制限の計算上含まれる。当該リスク特性が、前記「(1) 投資方針」の から において概説される資産が割り当てられる投資市場と概ね関係のない同 に該当する投資信託証券の合計投資比率は、UCITS ファンドの資産総額の5%を超過してはならない。
- (へ)転売契約に基づき購入される証券および短期金融商品は、ドイツ投資法第206条第1項ないし第3項に規定された発行体制限の計算には含まれる一方、転売契約に基づき購入される投資信託証券は、ドイツ投資法第207条および第210条第3項に規定された投資制限に含まれる。
- (ト)上記(イ)から(ホ)に規定された制限は、転換権、引受権およびオプションの行使によるUCITSファンドの 資産額の変動または受益証券の発行もしくは買戻し等のUCITSファンドの純資産総額の変動による場合に は、超過するかまたは下回ることができる。かかる場合、管理会社は、投資者の利益を保護しつつ、上記の 制限を再び遵守することを最大限に追及する。
- (チ)上記(ロ)から(二)に規定された制限は、上記(イ)に規定された制限を適正に考慮した上で、予想される市場リスクを制限全体の範囲内に確実に維持するため派生商品を同時に利用する場合には、当該資産の購入/売却により超過するかまたは下回ることができる。

かかる目的で利用される派生商品は、各々の数値に合わせて各々の原資産のデルタ加重価額において利用される。派生商品の短期取引は、その原資産がUCITSファンドの資産と完全に一致しなくても、リスク軽減要素として利用される。

UCITSファンドのベンチマークは、MSCIヨーロッパ・トータル・リターン(ネット)である。UCITSファンドを運用する際、管理会社はベンチマークから逸脱することがある。



EDINET提出書類

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー(E14840) 臨時報告書(外国特定有価証券)

(ロ)当該変更の年月日 平成26年6月30日

<u>前へ</u>